



(仮称)名張市総合教育センター構想について
(提言)

平成24年1月18日

(仮称)名張市総合教育センター構想策定検討委員会

はじめに

幼児・児童・生徒を取り巻く社会情勢が大きく変化する今日、学校教育は様々な教育課題に迅速かつ適切に対応していくことが求められており、その果たすべき役割と責任は、益々増大してきています。

名張市教育委員会では、国の「教育振興基本計画」の趣旨を踏まえ、市の「理想郷プラン」との整合を図り、「名張市子ども条例」の理念を生かしつつ、様々な教育課題を解決していくために、平成22年9月に「名張市子ども教育ビジョン」を策定しています。

この「名張市子ども教育ビジョン」においては、名張市のめざす教育の実現に向けて、山積する教育課題を的確に捉え、先駆的な取組を打ち出し、直面する教育的ニーズに迅速に応え、その解決を図っていくために、施策11に「教育支援の拠点としての（仮称）名張市総合教育センター構想の実現」が位置づけられています。

そこで、「名張市子ども教育ビジョン」の施策実施に向けて、（仮称）名張市総合教育センターの具体的な機能と組織に関して必要な検討を行うため、「（仮称）名張市総合教育センター構想策定検討委員会」が平成23年7月に設置されました。

本検討委員会は、名張市のめざす教育の実現に向けて、（仮称）名張市総合教育センターが、0歳から18歳の子どもに係わる教育課題の解決や、教職員の専門性・資質向上のための研修、さらには、子どもに係わる家庭教育や社会教育を支援する活動等の拠点施設として、その果たすべき役割、担うべき事業とともに、運営や組織、施設の規模等について提言するよう諮問を受け、検討を行ってきました。本提言は、その検討結果を取りまとめたものであります。

今後は、（仮称）名張市総合教育センターを設立されるにあたり、本提言のめざすものを実現できるよう、迅速に取り組まれることを切望します。

平成24年1月

（仮称）名張市総合教育センター構想策定検討委員会

《 目 次 》

第1章 構想の策定にかかわる基本的な考え方について	1
第1節 基本的な考え方	1
第2節 役割と機能	2
1 (仮称)名張市総合教育センターの役割	2
2 (仮称)名張市総合教育センターの基本的な機能	3
第2章 現状と事業展開	5
第1節 子どもへの支援	5
1 相談体制の整備	5
2 子どもの育ちの支援—特別支援教育	8
3 子どもの育ちの支援—適応指導	11
4 平日の特設授業等や子どもの余暇活動への支援	13
第2節 名張市の教育に関する調査・研究	16
1 調査・研究	16
第3節 教職員への支援	19
1 教職員の資質向上のための研修	19
2 教育活動を推進するための環境整備	21
3 相談支援	22
第4節 学校と地域の連携	24
1 学校への支援	24
2 保護者・市民への支援	26
第5節 教育情報・資料の収集・提供の拠点	28
第3章 組織と運営及び施設について	30
第1節 組織及び運営のあり方について	30
第2節 施設のあり方について	32
第3節 開設時期の目標について	33
参考資料	
(仮称)名張市総合教育センター構想策定検討委員会設置要綱	34
(仮称)名張市総合教育センター構想策定検討委員会委員一覧	36
(仮称)名張市総合教育センター構想策定検討委員会検討経過	37

第1章 構想の策定にかかわる基本的な考え方について

第1節 基本的な考え方

少子高齢化の進行や低迷する経済状況など、昨今の社会情勢の急速な変化の中にあつて、家事・育児と仕事を両立させにくい状況や、育児不安をかかえる保護者の増加、家庭の教育力の低下、人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

学校においては、子どもたちの課題解決のための思考力・判断力・表現力や体力の低下の問題、規範意識や自尊感情、コミュニケーション力の低下の問題など、その解決に向けた取組をさらに推進していく必要があります。また、特別な支援を必要とする子どもたちや学校に居場所を見つけられずにいる子どもたちへの多様な対応が求められています。さらに、施設や設備面でも老朽化等が進んでおり、学習環境の整備・充実も課題となってきました。

また、教職員は、新たな教育課題や学校教育に関する要望への対応等のため多忙を極め、子どもたちとふれ合う時間が少なくなってきているとともに、その疲弊感が教育に影響を与えています。

このような教育課題を解決するためには、ソフト・ハード両面での教育環境の整備・充実や、学校の教育力の向上、教職員のさらなる指導力の向上、地域や家庭の教育力の向上を図りながら、必要とされる教育水準を維持・向上させていくためのシステムが必要です。

現在、名張市には、名張市教育研究所があり、主に学校教育の向上に寄与することを目的とした拠点として、教育課題の把握や解明、教育についての調査・研究、研修、教育支援・教育相談、情報収集・情報提供を行っています。

しかしながら、名張市が現在抱えている教育課題や新たに起こり得るであろう教育課題に迅速かつ適切に対応していくため、さらには、保育所（園）、幼稚園、学校だけでは解決が難しい教育課題を的確に捉え、解決に導くためには、名張市教育研究所の現在の機能の進化・発展や組織の整理・統合を大胆に進めるとともに、家庭、地域、教育関係機関と連携した、より多角的、先進的、創造的な取組が不可欠となり、そのための中核機関が是非とも必要です。

すなわち、未来を見据えた長期的な視点に立ちながら、将来の名張市のある

べき子どもの教育を踏まえ、「名張市子ども教育ビジョン」の基本的な考え方である「縦の連続を重視した教育」、「横の連携を大切にした教育」、「名張市のすべての子どもに必要なとされる教育水準を保障するしくみづくり」を念頭に入れつつ、『夢をはぐくみ 心豊かで いきいきと輝く「ばりっ子」』の実現に向け、今まで以上に学校と家庭、地域、関係機関が連携して、新たな教育課題の解決や教育的ニーズに応じていくための高度で広範な機能や事業展開が必要となってきました。

そこで、本提言では、以上の基本的な理念を踏まえつつ、提言の前半では、(仮称)名張市総合教育センターの果たすべき役割と機能、具体的に取り組む事業の「現状と課題」(事業の根拠)、その課題解決のために必要な「事業の内容」について記載し、後半では、(仮称)名張市総合教育センターの「組織と運営のあり方」、人的な配置も含めた「施設として求められる要件」について検討した結果を記載しました。

なお、「名張市子ども教育ビジョン」が、子どもの人格形成に最も影響を与える時期を中心として0歳から18歳までの育ちの連続性を考慮した推進計画であることを踏まえ、委員会ではそのビジョンの達成をめざして、議論を進めました。

第2節 役割と機能

1 (仮称)名張市総合教育センターの役割

(1) 子どもの学びを支援する拠点

名張市のどこに生まれても、必要とされる教育水準を一定・平等に確保し、さらにそれを向上することができるように、ソフト・ハード両面の教育環境を整備したより多角的、先進的、創造的な学びの支援の拠点となることが求められます。

そのためには、より専門的な支援や高度で最新の教育環境を備えた拠点が必要です。

(2) 名張市のめざす教育を推進する拠点

未来を見据えた長期的な視野に立ちながら、将来の名張市のあるべき子どもの教育を推進する拠点としての役割を果たすことが必要です。

そのためには、将来、保育所（園）、幼稚園、学校だけでは解決が難しい教育課題を的確に捉え、解決に導く役割を担うことが求められます。

(3) 教職員を支援する拠点

子どもにより充実した、より質の高い学習環境を保障するため、教職員の資質向上を系統的、継続的、効果的に行う教職員の支援の拠点が必要です。

そのためには、教職員が教育活動に創造的に取り組める環境や、学校生活全般にわたって子どもとじっくり向き合う環境づくりを推進する拠点が求められます。

(4) 子どもに係る家庭、地域や教育関係機関の連携・支援の拠点

学校、家庭、地域が相互に連携し、一体となって、子どもの育ちや教育に関わるしくみづくりの支援を行うことが必要です。

そのために、家庭や地域で、豊かな子育てを支援していくしくみや体制の拠点が求められます。

2 (仮称) 名張市総合教育センターの基本的な機能

(仮称) 名張市総合教育センターは、名張市における教育の中核的な施設として、子どもたちの豊かな学びを保障するため、様々な教育課題の解決を図ることをめざして、次の5つの場を提供することが必要です。

① 子どもを支援する場

特別な支援を必要とする子どもや、学校等に居場所を見つけることができない子どもなどへの支援の拠点であるとともに、一定の教育水準を保障するための特設授業などを提供する場。

② 名張市の教育に関する調査・研究の場

名張市の教育を推進していくため、名張市の教育に関わる最新の状況を調

査・分析し、その課題解決のため、家庭、地域、教育関係機関と連携したより多角的、先進的、創造的な手だて等を提供する場。

③ 教職員を支援する場

保育所（園）、幼稚園や小中学校の教職員が、指導力の向上のために必要な研修を受けることができる場であり、教育活動を推進するための環境整備や、指導方法、保護者対応、メンタルヘルス等の悩みへの相談や支援を受けられる場。

④ 学校と地域の連携の場

保護者や地域の方々が、名張市の教育内容、市内の教育に関わる情報、子ども育ちの支援、地域や家庭の子育てや指導について相談したり、学習したりすることができる場であり、地域・家庭と学校等がお互いに情報を共有できる場であり、学校等が地域や保護者から支援を得やすくなるよう支援する場。

⑤ 教育情報・資料の収集・提供の場

名張市の教育に関する情報や資料を収集・分類・整理して、保育所（園）、幼稚園、学校や保護者、地域の方々に対して必要な時にいつでも情報を発信したり、提供したりする場。

第2章 現状と事業展開

第1節 子どもへの支援

1 相談体制の整備

(1) 現状と課題

名張市の子どもに係わる相談機関は、6ページに示していますように多様な分野において開設され、教育相談の状況は次のようになっています。

名張市小中教育相談室（名張市教育研究所）の「教育よろず相談」の相談件数は、平成17年度の15件から平成22年度には112件となり、その内容は、子どもや保護者の相談にとどまらず、教職員のメンタルヘルスへの支援の割合も増えています。

平成22年7月から名張市教育研究所にスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）が配置され、医療機関等と連携がとれていない子どもを中心に支援をしていますが、配置当初、SSWが学校訪問を行い支援が必要と判断した子どもの数は104名にのぼりました。

また、名張市適応指導教室での相談件数は、平成17年度から平成22年度の6年間で、年間延べ1534件から3672件と大きく増加する傾向にあり、相談内容は複雑で、長期化し、さらに難治化の傾向が見られます。

また、名張市における特別な支援の必要な子どもの現状をみると、小中学校において、特別支援学級児童生徒数が平成17年度から6年間で倍増し、通常の学級で特別な支援を必要とすると学校が判断している児童生徒の割合は、平成23年度で6.3%と、全国と同様に高い割合を示しています。このことに伴い、就学指導に関わる相談はもとより、学校からの支援のあり方に関わる相談も年々増えています。

しかしながら、現在、相談員や専門職の配置が少ないうえに、設置場所が離れているために連携がとりにくい現状があります。

そこで、教育委員会内に設置している「教育よろず相談」、「不登校相談」、「青少年悩み相談」などの教育に関わる相談機関を（仮称）名張市総合教育センターに一元化するとともに、複雑、長期、難治化する相談に対応できる臨床心理士などの専門職を配置する等の体制整備が必要です。

また、保護者、教職員からの相談に、迅速かつ効果的に対応できるよう、教育相談総合窓口の設置や、相談機関同士の強固なネットワークの構築を図るこ

とが必要です。

《参考》 子どもに係わる市役所内の相談機関

◇教育委員会内◇

教育よろず相談・・・・・・・・名張市小中教育相談室（名張市教育研究所）
不登校相談・・・・・・・・名張市適応指導教室（旧市民会館2階）
青少年悩み相談・・・・・・・・名張市青少年補導センター（旧市民会館1階）
小中学校教育指導全般に関わる相談・・・名張市教育委員会学校教育室

◇名張市役所内（教育委員会を除く）◇

子育て相談・・・・・・・・こども支援センターかがやき
乳幼児健康相談・・・・・・・・名張市保健センター
家庭児童相談・・・・・・・・家庭児童相談室
子ども相談・・・・・・・・子どもの相談室
女性相談・・・・・・・・女性相談室
就学前に関わる全般の相談・・・子育て支援室・子ども発達支援室

◇関係機関◇

※名張市要保護児童対策地域協議会関係機関

名張警察署、伊賀児童相談所、伊賀少年サポートセンター、伊賀保健福祉事務所、名張市健康福祉部、名張市立病院、名賀医師会、三重県歯科医師会伊賀支部、名張市社会福祉協議会、名張育成会、名張厚生協会、民生委員児童委員協議会連合会、人権擁護委員など

（2）事業内容

① 教育相談総合窓口の設置

名張市小中教育相談室（名張市教育研究所）の「教育よろず相談」、名張市適応指導教室の「不登校相談」、名張市青少年補導センターの「青少年悩み相談」を、（仮称）名張市総合教育センターに一元化して、教育に関する相談窓口を設置することが望まれます。

そして、その総合窓口にはカウンセラーを専任で配置して、初期相談に適切に対応するとともに、相談内容に応じてより適切な相談機関に確実に引き継ぐことが必要です。

また、常勤の臨床心理士やSSWを配置し、迅速かつ適切な対応が望まれます。

《相談内容》

◇子どもに関する相談◇

- ・ 怠学・非行・いじめ等の問題行動に関する相談
- ・ 不登校・不登校傾向の子どもに関する相談
- ・ 特別な支援を必要とする子どもに関する相談

◇保護者に関する相談◇

- ・ 子育てや教育に関する相談
- ・ 家庭教育に関する相談

◇教職員の相談◇

- ・ 子どもや保護者に係わる相談

※学校の指導に関する相談（学校の指導体制、教育内容、教育指導等）は、今後も教育委員会学校教育室で行うことが望ましいと考えます。

② 他機関とのスムーズな連携

相談機関がより密接に連携し、どこで相談を受けても、適切な相談機関につながるとともに、相談情報が、守秘義務が厳守される中で確実に引き継がれ、迅速かつ適切に対応できるよう、相談機関のネットワークをより強固にする必要があります。

また、現在、虐待等の相談については、名張市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき、子育て支援室が関係機関と調整しケース会議を開催しています。非行等に関する相談については、学校教育室が中心となって関係機関との調整を図っていますが、今後、(仮称)名張市総合教育センターが中心となって関係機関と調整し、必要に応じてケース会議を開催することが望まれます。

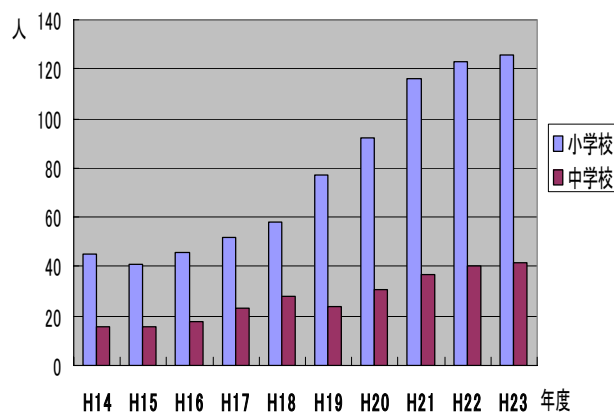
《連携》

- ・ 学校との連携
- ・ 他の相談機関との連携
- ・ ケース会議への参加

2 子どもの育ちの支援—特別支援教育

(1) 現状と課題

名張市の現状をみると、小中学校の児童生徒数は平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間で、7389 名から 6578 名と 811 名減少したにもかかわらず、特別支援学級の児童生徒数は、75 名から 163 名に倍増しています。また、通常の学級で特別な支援を必要とすると学校が判断している児童生徒数についても、調査を始めた平成 19 年度から平成 23 年度までの 4 年間で 294 人から 397 人へと 103 名の増となり、通常の学級の児童生徒に対する割合は、6.3%と全国同様に高い割合を示しています。また、就学指導に関わる相談はもとより、支援のあり方について学校が受ける相談も年々増えています。



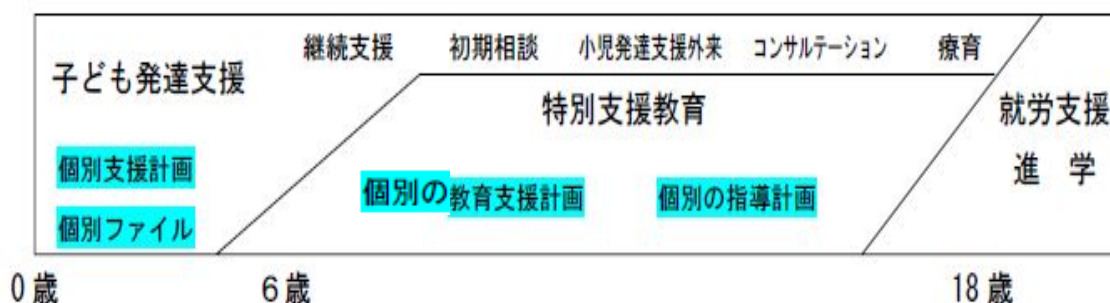
《特別支援学級在籍児童生徒数》

そのような中、本市では、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒に対して個に応じた支援を行うため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制づくりに取り組んでいます。具体的な取組としては、各学校がそれぞれ異なる様式で作成していた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、平成 21 年度から統一した様式に改め、当該児童生徒への支援の足跡がわかるようにしました。また、特別支援教育コーディネーターの資質向上を目的とした特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、モデル校を指定しての公開授業参観や公開ケース会議、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、また、その運用についての研修等を行っています。

さらに、途切れのない支援の実現に向けて、市が平成 19 年度から取組を始めた個別乳幼児特別支援事業により作成される個別支援計画が、卒園時に保育所（園）・幼稚園から小学校に引き継がれ、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する際に役立てています。また、保育指導の担当者が保育所（園）や幼稚園に出向いた時に気にかかる幼児の存在に気づいた場合に、その担当者から特別支援教育コーディネーターにそのことを伝達するなど、保育所（園）・幼稚園と小学校がスムーズに連携を図ることが日常的にできるようになっています。

名張市では、発達障害を中心に特別な支援が必要な子どもたちに対して、関係機関が連携し、相談、医療、療育を総合的かつ継続的に提供できる体制を整

備するとともに、就学前の子どもや家庭に対する適切な支援の中核となる（仮称）名張市子ども発達支援センターの整備を進めています。



《0歳から18歳に向けての子どもへの支援の流れ》

特別な支援が必要な就学前の子どもの相談・医療・療育については、（仮称）名張市子ども発達支援センターが中心となって、小中学校の特別な支援が必要な子どもへの教育現場での支援は、（仮称）名張市総合教育センターが中心となって行うとともに、両センターが互いに緊密な連携を図りながら進める必要があります。

また、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への支援のために、通級指導教室的な機能を（仮称）名張市総合教育センターに備え、そこに専門的な指導者や臨床心理士等の専門職を配置して、医師等と連携した支援を行うなどの体制整備が必要です。

支援を必要とする子どもが中学を卒業して18歳にいたるまでの間は、（仮称）名張市総合教育センターが県立高等学校や伊賀つばさ学園等と連携し、必要な情報や支援のあり方を保護者や学校の要請に応じて提供することが求められます。

特別な支援が必要な児童生徒に対して、（仮称）名張市子ども発達支援センターを始め、教育関係機関等との連携を密にしながら、（仮称）名張市総合教育センターにおいて、就学前から小学校入学、小学校卒業から中学校の入学、中学校の卒業から高等学校等への接続の部分で、支援が必要な子どもの個別の教育支援計画を確実に引き継ぐこと、保幼小中高等の連絡会議の開催や、実際に子どもを観察する機会を設けるなど、0歳から18歳までの途切れのない支援を実現していく必要があります。

（2）事業内容

① 就学前の子どもにかかる相談・支援体制

○ （仮称）名張市子ども発達支援センターとの連携

就学前の特別な支援が必要な子どもの相談・医療・療育を（仮称）名張市子

ども発達支援センターと連携して進める必要があります。

《参考》(仮称) 名張市子ども発達支援センターの機能

- ・ 家族支援を中心とした相談支援機能
- ・ 医療と連携した支援体制
- ・ 発達障害児を対象とした療育体制
- ・ 医療・保健・福祉・教育の連携における中核となる機能

② 小中学校で特別な支援を必要とする子どもへの支援

指導主事、臨床心理士等の専門職、チーフコーディネーターがチームを組んで巡回相談して適切に子どもを見取り、コンサルテーションを行うことが求められます。また、教職員の資質向上のための研修会等を開催することが必要です。特に途切れやすい小中学校間での支援の引き継ぎと連携を確実なものにする必要があります。

- ・ 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への支援
- ・ 小中学校への巡回相談
- ・ チーフコーディネーター会議の定期的な開催
- ・ 特別支援教育に関わる教職員研修の実施
- ・ 自立支援員及び学習サポーターの力量アップのための研修の実施
- ・ (仮称) 名張市子ども発達支援センターとの連携
- ・ あすなる学園・名張育成会・ハローワーク等関係機関との連携

③ 高等学校等との連携

市内の小中学校の卒業後も途切れのない支援が行えるよう、また、高等学校等から、自立のための支援のあり方等を中学校にフィードバックするなど、(仮称) 名張市総合教育センターが保幼小中高等の連絡会議を組織して0歳から18歳までの途切れのない支援を実現する必要があります。

また、特に中学校・高等学校だけでは難しい卒業後の進路及び就労の支援について、関係機関と連携し、家庭や学校に情報提供を行うことが求められます。

- ・ 県教育委員会事務局特別支援教育室及び高校教育室との連携
- ・ 市内県立高等学校及び伊賀つばさ学園等との連携
- ・ 支援の必要な子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画等の情報提供
- ・ あすなる学園・名張育成会・ハローワーク等関係機関との連携
- ・ 名張市高齢・障害支援室との連携

④ 0歳から18歳までの途切れのない支援

○支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画の確実な引き継ぎ

- ・小学校から中学校、高等学校へ個別の教育支援計画が確実に引き継がれるよう、(仮称)名張市総合教育センターが適切な支援を行う必要があります。

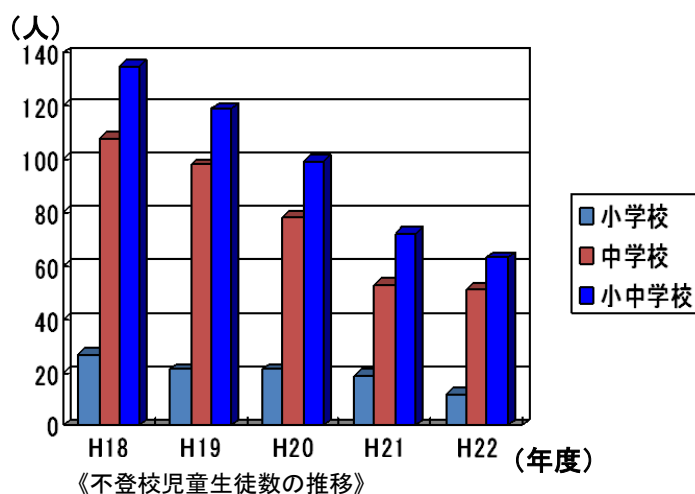
○保幼小連絡会議の充実

- ・保育所(園)・幼稚園・小学校の教職員による会議の中で、途切れのない支援を実現するために情報交換を行うことが望まれます。
- ・小学校の教職員による保育所(園)・幼稚園の子どもの観察とその後の関係者による連携相談会を充実させることが望まれます。

3 子どもの育ちの支援—適応指導

(1) 現状と課題

市内の不登校の子どもの状況を見ると、年間30日以上欠席した小中学校の子どもの数は平成18年度に135名でしたが、学校と保護者、関係機関等との連携した取組により、平成22年度は63名と減少しています。しかしながら、不登校の子どもの状況はより複雑化、重度化し、学校への復帰に手厚い支援が必要になってきています。



不登校の子どもの学校復帰に対する支援を行うため、名張市適応指導教室が設置されていますが、対象児童生徒の年間通級数は平成17年度から平成22年度までの6年間で延べ580回から696回に増加しています。このように支援の必要な子どもの増加にもかかわらず、施設の老朽化、活動場所や相談場所の不足、相談員の不足に加え、臨床心理士や事務職員が配置されていないため、十分な対応ができない状況にあります。

そこで、支援の必要な子どもへの指導が十分にできるよう、早急に、活動場所、相談場所、相談員等の人的な配置等の拡充、専門職の配置が求められます。

また、名張市では、外国籍の児童生徒は、年間に2~3名が在籍していますが、

ポルトガル語、スペイン語にとどまらず、中国語、タガログ語など多様な言語に対応を迫られるケースが増えることが予測されます。

そこで、関係機関と連携しながら、多様な言語に対応できる支援員の配置を含めた体制づくりについても、今後、考えていく必要があります。

(2) 事業内容

適応指導教室を（仮称）名張市総合教育センターに移転し、教育支援のための施設設備の充実を図るとともに、交通手段を含め教育環境を整備します。また、相談員、学習支援員、メンタルフレンド等の人的配置の充実を図ることが望まれます。

① 通級生への支援

- ・ 日常カリキュラムの実施（教科学習、小集団での遊び）
- ・ 体験活動の実施（遠足、社会見学、調理実習、スポーツ活動、園芸活動、清掃活動、美術活動等）
- ・ 面談
- ・ 進路相談
- ・ 学校復帰に向けての支援、指導
- ・ 個別支援を必要とする子どもへの対応
- ・ 適応指導教室通級生で出席不振の子どもへの個別対応

② 保護者への支援

- ・ 保護者のつどいの開催、保護者面談の実施
- ・ 入級相談、見学への対応

③ 学校、教職員への支援

- ・ 子どもの原籍校との連絡調整、訪問
- ・ 不登校や不登校傾向の児童に係わる教職員の相談への対応
- ・ 外国籍の児童生徒への通訳等の支援

④ 関係機関との連携

- ・ 教育相談担当者会議との連携
- ・ 専門機関との連携
- ・ 対策会議

⑤ 統計・調査・研究

- ・実態調査
- ・事例研究など

⑥ 卒業生への支援

- ・進路先への連絡調整・訪問
- ・卒業後のフォロー

4 平日の特設授業等や子どもの余暇活動への支援

(1) 現状と課題

学習指導要領が改訂され、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実等が掲げられています。さらに、社会の変化への対応の観点から教科書を横断して指導する環境教育、情報教育、ものづくり、キャリア教育、食育、安全教育、心身の成長発達についての正しい理解など、指導すべき内容は増加し、さらにより専門的な知識が求められるようになってきています。

各学校において、教職員一人ひとりが指導方法の工夫と改善に取り組み、生きる力の育成に向けて努力を重ねていますが、理科の実験や、情報教育の推進、伝統や文化に関する教育の中には、教える内容によって、必要な教材教具が高機能かつ高額で、すべての学校に配置することが困難な状況も生まれてきています。

そこで、特に高機能設備を必要とする授業や、より高い専門性が求められる教科・領域の授業については、総合教育センター内に高機能な設備や教育機器を配置した施設を整備し、退職教職員や地域の優れた人材を講師に迎え授業支援を行うことにより、どの学校の子どもたちも、充実した授業を受けることができるようなしくみを構築する必要があります。

また、体験活動が重視されている中、授業だけでは十分体験できない科学教室やものづくり教室など、地域づくり組織や公民館、NPO団体と連携しながら、体験活動等を開設したり、休日や夏季休業及び冬季休業などの長期休業中において、親子のふれあう場などを提供することが望まれます。

(2) 事業内容

① 特設授業等の開設

どの学校においても、一定の教育水準の維持・向上を可能とするために、理科実験、ものづくり、伝統文化・芸能の伝承、情報教育など、高機能設備や教育機器、特別な技能が求められる教科領域の特設授業を保育所（園）・幼稚園・学校と教育関係機関等と十分連携し開設することが望まれます。そのことにより、教職員の子どもへの指導のあり方の研修にもつなげることが必要であると考えます。

さらに、次に示すような名張市の教育関係機関や関連施設を活用して、学校だけではできない郷土学習や校外学習を有効に行うことができるよう、(仮称)名張市総合教育センターが、学校と教育関係機関等との連絡調整等を行うことが必要です。

◇連携を進める教育関係機関や施設等◇

・ 伝統・文化の学習への支援

名張藤堂家邸跡、夏見廃寺跡、夏見廃寺展示館、美旗古墳群
観阿弥ふるさと公園、旧細川邸「やなせ宿」、まちかど博物館など

・ 特設授業等への支援

三重県立名張高等学校、三重県立名張桔梗丘高等学校、
三重県立名張西高等学校、三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園、
近畿大学工業高等専門学校

・ キャリア教育への支援

商工会議所、地域の企業・事業所など

・ 自然体験等への支援

国立曽爾青少年自然の家など

・ その他の支援

三重県総合教育センターなど

② 各校のニーズに応じたカリキュラムやプログラムの企画と調整

学校の要望に応じた授業計画の作成支援や、スクールバス等を活用した運行計画、時間割等を調整することが望まれます。

③ 合同授業の開設

特設授業等を活用して、複数の学校が(仮称)名張市総合教育センターを利用する際、合同授業を実施することも可能とするこで、普段多様な考え方に

触れる機会が少ない子どもたちが、同年代の多様な考えを交流し、お互いに学び合える場を創出することが望まれます。

④ 出前授業による支援

より高い専門性が求められる授業をサポートする講師の発掘と活用を推進することが必要です。

(仮称)名張市総合教育センターでの授業や、各学校に出向いての出前授業を可能にするために、退職教職員を始め地域の優れた人材を発掘し、学校のニーズに応じた授業や出前授業を実施することが望まれます。

⑤ 余暇活動への支援

休日や、夏季休業及び冬季休業などの長期休業中において、地域づくり組織、NPO団体など、子どものための活動を支援している団体とセンターが連携し、親子のふれあう場などを提供することが必要であると考えます。

第2節 名張市の教育に関する調査・研究

1 調査・研究

(1) 現状と課題

高度な知識や技術、的確な判断力を要求される現代社会において、学校を取り巻く教育環境は複雑化かつ多様化し、さらに保護者の価値観や学校に対するニーズも多様化しています。このような社会や保護者のニーズに応えるためには、より一層高度で多角的な調査と分析、そして研究が必要です。

名張市の調査・研究の現状を見てみると、学校教育室では、学力・体力、学級満足度調査、コンピューター活用など、子どもの実態や学校の活用状況を分析し、その結果から出てきた課題解決のために検討委員会を立ち上げ調査・研究を行い、各校への助言、情報提供を行っています。また、毎年4～5校（園）を学校教育研究校に指定し、研究を支援しています。名張市教育研究所では、名張市の教育課題解決のためのプロジェクト研究、自由課題研究、教科領域別グループ研究を進めています。その結果、名張市全体として、学力調査や学級満足度調査などの数値から見える学力面、居心地の良い学級集団づくりなどにおいて、一定の成果も得ています。

しかし、複雑化する社会の中で見えてきた新たな教育課題に対する迅速で的確な対応を実現するためには、従来のような調査や研究では限界があり、より高度で多角的な調査と分析、そして研究が求められています。難治化、複雑化している教育課題、学校運営、教育課程等に関する名張市独自の調査・分析・研究を専門的に行い、その成果を学校に還元していくことが、名張市における学校教育の質の向上につながり、更には未来を託すすべての子どもが、自立して、個人として豊かな人生を送ることができる社会の実現につながります。

現状を見てみると、教職員は、新たな教育課題や学校教育に対する要望への取組等のため多忙で、個人や各学校単位で学校の教育課題等の現状を調査・分析し、教育課題を明確にしつつもその解決が容易ではありません。そして、それを実施する教育委員会においても、複雑かつ難治化する教育課題、学校運営、教育課程等に関する調査・研究を進めるためには、さらなるスタッフの充実、大学等教育関係機関との連携が今まで以上に必要になってきています。

「名張市子ども教育ビジョン」の「名張市がめざす子ども像」である「夢に向かって心豊かにいきいきと輝く『ばりっ子』」、4つのめざす子ども像「夢に向かって主体的に学び続ける子ども」「人間性豊かで、たくましい子ども」「郷土の自然や伝統・文化を愛し、郷土を誇れる子ども」「人とつながり、支え合い、

高め合う子ども」を実現するためには、名張市における教育課題に対する多角的、専門的な調査・研究を、長期的、計画的に行うこと、そして、その結果を学校に還元し学校を支援するしくみを、(仮称)名張市総合教育センターにおいて構築することが急務です。

(2) 事業内容

① 研究体制

教育課題、学校運営、教育課程等に関する名張市独自の調査・分析・研究を指導主事、研修主事を配置して、専門的に行うとともに、その成果を学校に還元し支援していくことが望まれます。

また、各学校、幼稚園の教職員を調査プロジェクト研究員などに任命し、より現場の状況を把握した研究を指導主事、研修主事と連携して進めるだけでなく、大学等教育関係機関と連携するなど、名張市の課題解決につながる調査・研究になるように研究体制を整えることが必要であると考えます。

② 調査・研究の内容

- 教育課題に関する調査・研究（プロジェクト研究）
 - (例) 学力向上、体力向上、特別支援教育、学校での居場所づくり（不登校対策）、保・幼・小・中連携教育等の調査・研究など
- 各教科・領域別研究（グループ研究）
 - (例) 各教科別研究、各領域別研究など
- 子どもの教育活動に関する研究（児童生徒支援事業）
 - (例) 名張市小中学校音楽会、もみじの集い、小中学校（園）美術展覧会、体育的行事など
- 教職員の自主的な研究への支援
 - (例) 教職員の自由課題研究への支援、教職員の自主的なグループによる研究への支援（ミニグループ研究）など
- 学校運営に関する調査・研究
 - (例) 学校評価、生徒指導、進路指導、学校と地域の連携等の調査・研究など

- 教育研究への支援
（例）校内研究における内部、外部の講師派遣など

- 教材の開発及び教材の提供
（例）副読本等の作成、I C T機器を活用した教材の開発など

- 研究成果物、データ等の作成・収集・提供
（例）指導・研究資料提供、市指定研究推進校等の資料提供、市内外の研究成果物の資料収集と提供など

第3節 教職員への支援

1 教職員の資質向上のための研修

(1) 現状と課題

幼児・児童・生徒の指導に携わる教職員の資質向上は、学校教育の充実に不可欠な要因です。子どもにより充実した学習環境を保障するためには、教職員が資質向上のための体系化した研修内容を、適時に受講できれば、即効かつ実効性のある重要な手法となります。

現状では、教職員の研修が急務な分野も出てきています。例えば、特別な支援を必要とする障害のある子どもへの教育は、特殊教育から特別支援教育となり、さらにインクルーシブ教育へと移行していく現状を踏まえると、特別支援学級の担任だけでなく、通常の学級担任にも特別支援教育に関する研修の充実が今まで以上に求められています。

現在、各学校・園において、校・園研修を実施するとともに、名張市教育研究所において、教育講演会、研修講座（教科・領域研修、職務研修、スキルアップ研修）の実施、研修会への支援や、自主研修の支援を行っています。平成22年度の教職員対象研修講座は41講座、受講人数は延べ1728名であり、研修講座毎に実施しているアンケート調査によると、参加者の満足度は平均して98%となっています。

しかしながら、現在の状況では、受講したくても学校行事や授業の関係から参加できなかったり、研修講座の受講者に偏りがあるという課題が見られます。また、名張市教育研究所のスペースが十分ではなく開催場所を外部に求めなければならないこともあることから、調査・研究の具体的データが活用しにくいこと、必要な教育機器の手配や移動に時間を要するなどの課題もあります。

名張市教育研究所の研修講座は、自分で講座を選択し受講する選択制の講座となっており、教職員の一人ひとりが自分が必要とする研修講座に参加し資質向上を図るためのしくみとなっています。しかし、より充実した研修を実施するため、参加体制、研修講座の内容、研修場所、研修時間等について具体的に見直すことが必要です。

さらに、学習指導要領や社会の要請や、子ども達の実態を踏まえ、教職員に求められる研修内容を体系化するとともに、三重県総合教育センターの講座や、他の市町の研究所との連携を大切に、講座の一層の充実を図る必要があります。

学校教育の充実を図り、めざす子ども像を実現するためには、「名張市子ども

教育ビジョン」に示している名張市がめざす教職員像の実現が欠かせません。

- ・信頼され、尊敬される教職員
- ・積極的に研究と研修に努める教職員
- ・魅力ある人間力・教師力をもった教職員
- ・互いに支え合い高め合える教職員

その実現のために、(仮称)名張市総合教育センターの設置に際し、研修内容、参加人数にかかわらず、ICT機器などの高機能で高額な教育機器が常設された研修スペースを確保すること、名張市内の全教職員一人ひとりが必要とする講座を受講しやすいしくみを構築するための開催内容、参加体制、開催時間も含め検討するなど、教職員の研修をより充実させていく必要があります。

(2) 事業内容

名張市のめざす教育を実現し、名張市の教育課題を解決するために必要な研修を、体系的、継続的、系統的に開催するとともに、名張市内の全教職員一人ひとりが必要とする研修講座を開設することが望まれます。

また、ICT機器などの高機能で高額な教育機器が常設された研修スペースを確保し、開催時間を検討するなど、教職員が参加しやすい体制を整えることが必要であると考えます。

① 研修内容

○教科・領域研修

- ・各教科、領域の指導力、スキルアップを目的とした研修
(例) 教科研修、学習指導研修、領域別研修、パソコン研修など

○課題研修

- ・今日的教育課題の解決に向けた研修
(例) 学力向上、体力向上、特別支援教育、学校での居場所づくり(不登校対策)、情報教育、学級経営、幼児教育、危機管理研修など

○職務研修

- ・各学校における職責・職能に応じた教育活動に関する資質・能力の向上を図るための研修
(例) 管理職研修、学校経営研修、養護教諭研修、栄養教諭研修、事務職員研修、教育法規研修、危機管理研修、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止研修など

○教育講演会

- ・名張市の教育課題解決のための講演会

(例) 市内全小中学校(園)全体での教育講演会、中学校区別教育講演会、校種別教育講演会など

② 自主研修への支援

(仮称)名張市総合教育センターの施設の開放や開館時間を工夫し、自主研修をサポートすることが必要です。

③ 教職員の指導方法等の支援

校内の授業研究や指導方法での悩み、教材教具の作成や活用へのアドバイスを必要としているとき、いつでも教職員を支援することができるよう、アドバイザー等の専門職を配置することが必要です。

④ 三重県総合教育センターや他市町の教育研究所との連携

三重県総合教育センターや他市町の教育研究所と研修の内容等について計画段階からタイアップし、お互いに連携して、より充実した研修を実現することが望まれます。

お互いの研修講座等の情報をいつでも提供できるようなしくみを構築することが必要です。

2 教育活動を推進するための環境整備

(1) 現状と課題

教職員が子どもとじっくり向き合う時間を確保し、本来の職務である教育活動に創造的に取り組める体制を整えるために、まず、働きやすい環境を構築することが重要です。しかしながら、それだけでは解決できない教育課題を解決するために、(仮称)名張市総合教育センターが中心となって、教職員の勤務の改善や支援体制の構築に取り組む必要があります。

また、学校事務の共同実施と十分連携を図り、学校事務の見直しやパソコン等を有効活用することによる事務の効率化、省力化の研究を進めることが望まれます。

(2) 事業内容

① 学校等だけでは解決できない教育課題解決のための環境整備

教育活動に専念できる体制を整えるため、学校等だけでは解決できない教育課題の解決に向けて、弁護士、臨床心理士や民生児童委員などの専門家と連携を密にして解決を図るなどの環境整備を行い、学校を支援していく必要があります。

② 学校事務の効率化や省力化の環境整備

学校事務の共同実施と連携を密にして、学校事務の見直しを図ると共に、パソコン等の有効活用による事務の効率化、省力化の環境整備を行う必要があります。

3 相談支援

(1) 現状と課題

教職員は、子どもへの多様な対応、新たな教育課題や学校教育に対する要望への取組等のため、多忙を極め、教材研究の時間や子どもと触れ合う時間が少なくなっています。

そのような中、指導方法や学校経営に悩む者、慢性疲労及び精神的疾患による病気休暇を取得する者が増加する傾向があります。

名張市小中教育相談室（名張市教育研究所）の「教育よろず相談」の教職員の相談件数は平成17年度から平成22年度までの6年間で、延べ2件から79件に増えており、教職員のメンタルヘルスへの支援の割合が増えています。

そこで、各学校等における勤務状況の改善や、教職員が心と身体を休めることのできる場所を設けることが必要です。また、(仮称)名張市総合教育センターに教職員の相談窓口を設置し、指導方法だけでなく、メンタルヘルスを含めた健康管理に関する総合的な相談体制を整備することが求められます。

(2) 事業内容

① 指導方法等に関する相談

校内の授業研究や指導方法での悩み、教材教具の作成や活用へのアドバイスを必要としているとき、アドバイザーを配置し、いつでも相談に応じることのできる体制が必要です。

② 保護者等への対応に関する相談

保護者や市民への対応等での悩みに対して、専門的な立場からアドバイスできるアドバイザーを配置し、いつでも相談に応じることが望まれます。

③ メンタルヘルスを含めた健康管理に関する相談

メンタルヘルスを含めた健康管理に関する相談等に対応できるよう、相談員を配置し、いつでも相談に応じることが必要です。

第4節 学校と地域の連携

1 学校への支援

(1) 現状と課題

団塊の世代の退職で、地域には専門的な知識や特技、豊富な経験をもつ人が多く、その能力や経験を子どもたちのために活かす場の提供が期待されます。

また、地域の人や保護者の支援を得ることで、より専門的な知識や技能を要する授業や、よりきめ細かな指導の実現を可能にし、教職員が子どもに向き合う時間を生み出すことができます。

そのためには、学校が地域の方々との信頼関係を構築するため、子どもの状況を含めた学校教育についての情報を地域に積極的に発信するとともに、地域や学校がお互いの情報を把握しやすい環境づくりが必要です。

名張市では、平成18年度に学校生活支援ボランティア事業がスタートし、学校の環境整備や、登下校の見守り、本の読み聞かせ、授業等への支援が進んでいます。平成18年度には250名であった学校生活支援ボランティアの登録者数も、平成22年3月末には、延べ613人となっています。

今後、さまざまなボランティアが有効に機能するためには、学校とボランティアとの連携、ボランティア相互の連絡調整等がスムーズにできるようしくみづくりが必要です。それが、「名張市子ども教育ビジョン」に示している「名張市版学校支援地域本部事業」です。

《学校・家庭・地域が連携した教育の推進》

学校・家庭・地域が一体的に教育活動を推進する学校支援のしくみが機能するよう、PTAや地域づくり組織等と連携し、名張市版の学校支援地域本部を置き、開かれた学校づくりを進めます。

学校支援地域本部とは

学校支援地域本部とは、学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校生活支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、「地域につくられた学校の応援団」とも言うことができます。

地域コーディネーターとは

学校とボランティア、あるいは、ボランティア間の連絡調整を行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う人です。

名張市版学校支援地域本部とは

名張市版の学校支援地域本部については、地域の実態に合わせて、多様な設置方法がありますが、最終的には、すべての学校が、学校支援地域本部の支援を受けることをめざしています。また、それぞれの学校支援地域本部が連携できるしくみを構築します。

「名張市子ども教育ビジョン概要版」より

その事業が確実に推進できるよう、(仮称)名張市総合教育センターが、名張市地域づくり組織と学校との連携がさらに密になるよう、各地域の状況に応じた地域コーディネーターの発掘や養成を支援したり、ボランティアの養成研修の充実が必要です。

さらに、地域によってはすぐに配置できない専門性の高いボランティアを、(仮称)名張市総合教育センターから派遣するなど、地域の特性に応じた支援が求められます。

また、市内で活動するボランティア団体との連携やボランティア登録制度の拡充を進める必要があります。

(2) 事業内容

① 学校生活支援ボランティアの総合窓口の設置

学校生活支援ボランティアを希望する人は、本来はその人が住んでいる地域の学校に出向いてもらうことが原則ですが、地域によっては、学校が求める支援を行うボランティアが見つからない場合もあります。そのため、地域外の学校に出向いて支援ができる学校生活支援ボランティアの窓口を(仮称)名張市総合教育センターに置き、各学校のニーズに応えることが望まれます。

② 地域コーディネーターの養成と支援

各学校において、名張市地域づくり組織と密接に連携した地域コーディネーターの発掘や養成が必要となりますが、それに対して(仮称)名張市総合教育センターは弾力的かつ強力に支援を行うことが望まれます。

③ 学校支援の活動の交流

(仮称)名張市総合教育センターにおいて、各学校が地域と一体になって進めている活動を交流し合う場をもつことが必要です。そのことにより、有効な学校支援のあり方を共有し合うとともに、地域の活動の活性化につなげていくことが望まれます。

2 保護者・市民への支援

(1) 現状と課題

核家族化に加えて共働きの家庭の増加、さらにパート等就労形態の多様化により親のライフスタイルが変化する中で、子どもの生活リズムにも変化が生じています。仕事と子育てを両立しようとする時に、子どもと過ごす時間が十分にとれなかったり、子育てを負担に感じたりして、その結果、子育てに自信がもてない親も少なくなく、さらには、自分の子どもに愛情をもてなかったり、コミュニケーションをうまくとれないために、幼児・児童の虐待にまで発展する事態も起こっています。

そのような保護者への子育て支援として、現在、名張市教育研究所において「不登校を考える親の集い」、「子育て講演会」を実施しています。また、「家庭教育講座」については、受講可能数を越える申込がある中、講座を受講した保護者が次の年度にスタッフとして講座支援をしていただくなど広がりを見せていますが、子育ての支援へのニーズは高く、更なる保護者の子育て支援の講座の充実が求められています。

核家族化が進行し、両親が共働きの家庭が多くなる中、親子のふれあいの場をもつことが難しくなったり、子どもたちが家庭や地域で大人からマナーや規範意識について学んだり、昔ながらの遊びを習うなどの機会が極端に減っています。また、地域で子どもたちを安心して遊ばせることができる場所が少なくなってきています。

地域によっては、子どもや親子向けの多様な企画を独自で立案し、定期的を実施することで、多くの子どもや親に親しまれているところがあります。

併せて、教職員が毎年開催している「科学の祭典」や「ワークショップ in みなくる」など、子どもや親子向けのイベントには、1000人を超える来場者があります。日常的に理科の実験を出前で実施している退職教職員や、NPO団体で子ども向け、親子向けにイベントを企画している組織があります。

しかし、地域によっては親子向けのイベントが開催されていないところや、いくらイベントを企画しても、広報活動や交通の便の課題から、子どもや親が集まらないこともあります。

今後、(仮称)名張市総合教育センターが子どもや親子向けイベントや子ども体験教室を企画したり、それらの企画を進めている団体と連携し休日に親子のふれあいの場を設けたり、地域からの要望に応じて親子のふれあいの場等の企画を支援するなどの機能が求められています。

また、多様な経験や才能のある地域の方の人材バンクを創出し、学校生活支

援ボランティア、ゲストティーチャー、特別非常勤講師、休日の親子行事の支援などに参画できるしくみが必要です。

(2) 事業内容

① 家庭教育講座や講演会の実施

子育てに悩む親が気軽に参加できる講座や講演会を開催することが望まれます。

不登校や集団生活になじみにくい子どもを持つ保護者を対象とした講演会、懇談会を開催することが必要です。

② 余暇活動の支援（再掲）

休日や、夏季休業及び冬季休業などの長期休業中において、地域づくり組織、NPO団体など、子どものための活動を支援している団体とセンターが連携し、親子のふれあう場などを提供することが必要です。

③ 地域等のイベント企画への支援

地域等で企画する子ども体験活動や、親子のふれあう場の企画に対して、支援することが望まれます。

第5節 教育情報・資料の収集・提供の拠点

(1) 現状と課題

保育所（園）、幼稚園、学校の教育活動や家庭教育を支援するために、教育に関する情報・資料を収集・分類・整理して、保育所（園）、幼稚園、学校の教職員等や保護者、市民に提供することが求められています。

また、今後、複雑化する社会の中で見えてきている新たな教育課題を乗り越えるためにも、最新の教育情報・資料の収集・提供は欠かすことができません。

名張市教育研究所では、①研究発表校、講師等の情報のデータベース化、②学校生活支援ボランティア等の情報のデータベース化、③県内外の研究紀要の保管、④ホームページ等による定期的な情報発信、⑤研究図書の実・パソコンによる図書の管理などを進めていますが、よりわかりやすい授業の構築や教育活動の実現のために、教職員が求める最新の情報や教材・教具を提供するための最新の資料や情報等の収集に努めるとともに、必要な時に、的確な情報等を迅速に得ることができるしくみが必要です。

また、少子化、核家族化により、身近に相談相手がおらず子育てに不安や負担を感じる保護者に対し、保護者を対象とした子育てや家庭教育についての情報発信が必要になってきています。

さらに、教科用図書が閲覧できる教科書展示コーナーを（仮称）名張市総合教育センターに置くことで、教職員が他学年や異校種の教育内容を知ることができるだけでなく、広く市民に学校教育の情報を発信をすることができます。

現在、市内の小中学校では、学校図書館充実事業の一環としてモデル校を年度ごとに指定し、学校図書館支援員や緊急雇用の職員の支援を得て、学校図書館の環境整備が大きく進んできています。今後、学校図書館の有効活用を図るために、こうした学校図書館への支援を恒常的なものにする工夫が必要です。

(2) 事業内容

① 学校教育に関わる情報・資料の提供

- ・教育資料の収集、管理
- ・教育関係図書の収集・管理・貸出
- ・教育関係視聴覚教材の収集・管理・貸出
- ・子ども等に関する調査結果の提供
- ・デスクネット、ホームページ等を活用した情報発信・情報提供
- ・研究発表校、講師等の情報のデータベース化

- ・教科書展示コーナーの設置

② 家庭教育に関わる情報・資料の提供

- ・家庭教育講座や講演会の情報提供
- ・子育て支援等の図書収集・管理
- ・休日子ども体験活動や親子のふれあいの場の情報提供
- ・地域のイベントの情報提供
- ・教育相談の情報提供

③ 学校図書館への支援

(仮称)名張市総合教育センターに学校司書(司書資格を持ち、図書の収集・整理・保存・閲覧・リファレンスサービスなどの専門的業務を行う職員)を配置し、学校図書館への支援を恒常的に行うことが望まれます。

- ・小中学校図書館のソフト管理への支援
- ・小中学校図書のネットワークの構築
- ・小中学校新刊図書配置の支援
- ・学校図書館支援ボランティア養成への支援
- ・学校図書館司書教諭及び学校図書館担当者への支援
- ・名張市立図書館との連携

④ 子どもや教職員等の発表の場を通じた情報発信

- ・作品の展示

保育所(園)、幼稚園、学校等で子どもたちが作成した作品や調べ学習のまとめや、保育士や教職員、保護者、市民の作品などを、常設の展示場所を設けて展示し、広く市民に公開することが望まれます。

- ・発表の場の提供

年間を通じて、子どもたちの音楽発表会や、クラブ活動の発表、教科・領域の学習成果等を発表する場を提供したり、保育士や教職員、保護者、市民による発表・交流の場を提供することで、名張市内の教育・保育にかかる情報を発信することが望まれます。

第3章 組織と運営及び施設について

第1節 組織及び運営のあり方について

(1) 組織について

① 位置づけ

(仮称)名張市総合教育センターは、現在名張市教育研究所が行っている事業の発展や充実のみでなく、今、名張市が抱える教育課題や今後起こり得るであろう新たな教育課題や教育的ニーズにも対応するための、教育相談、教育研究、教職員研修、教育情報の提供、家庭教育研修、平日の特設授業、休日や夏季休業や冬季休業等の長期休業中の体験活動等の事業を企画し、遂行する組織とする必要があります。

また、教育委員会のすべての室と関わりをもって、教育現場と行政の接点となる役割を担うことから、教育委員会の各室と対等な位置づけをする必要があります。

② 職員体制

第2章の事業展開で示したとおり、「子どもへの支援」の実現のために、臨床心理士などの専門職の配置、相談員、学習支援員などの配置、「名張市の教育に関する調査・研究」の実現のために、指導主事、研修主事、現場の研究員の配置、「教職員の支援」の実現のために、指導主事、研修主事、相談員や指導方法等への学習アドバイザーなどの配置、「学校と地域の連携」の実現のための地域コーディネーター支援員や職員の配置、「教育情報の収集・提供の機能」を充実させるための学校司書や職員の配置や情報教育の専門家など、職員体制の強化と人材の確保を図る必要があります。

(2) 運営について

① 教育委員会の各室との連携と役割の分担

(仮称)名張市総合教育センターは、教育委員会の各室と緊密な連携をとりながら、教育調査・研究、教職員研修、教育情報の提供、教育相談等の各事業を担うことが望まれます。

② (仮称) 名張市子ども発達支援センターとの連携と役割の分担

名張市では、現在、(仮称) 名張市子ども発達支援センターの整備を進めています。特別な支援が必要な子どもへの途切れのない支援のため、それぞれの機関の役割を明確にするとともに、緊密に連携することによって、より充実した途切れのない支援を実現が望まれます。

具体的には、就学前の特別な支援が必要な子どもの相談・医療・療育については、(仮称) 名張市子ども発達支援センターが中心となってい、小中学校の特別な支援が必要な子どもへの教育現場での支援は、(仮称) 名張市総合教育センターが中心に行う必要があります。さらには、中学校卒業から18歳までの間は、(仮称) 名張市総合教育センターが県立高等学校や伊賀つばさ学園等と連携し、必要な情報提供や支援を行う必要があります。

③ 委員会等の設置

(仮称) 名張市総合教育センターの円滑な運営を目的として、教育委員会や各部局と連携し、学校や教職員、地域住民のニーズを十分把握し、調整するためふさわしい委員会組織を設置する必要があります。そのことにより、効果的な研究・研修や事業の展開が期待できると考えます。

④ 開館日や開館時間の工夫

子ども、保育士、教職員、保護者や地域の方々のニーズに応じ、開館日や開館時間の工夫を図る必要があります。

⑤ 研究員等体制の充実

保育所(園)、幼稚園、小中学校等の現場の状況を調査するとともに、そこで出てきた課題の解決に向けた方法を研究し、改善していくために、学校等の教職員や外部の専門家などの力が必要です。

そこで、学校等の教職員や外部の専門家などを、研究員等に任命し、(仮称) 名張市総合教育センターの指導主事や職員等と連携した調査・研究できる体制の整備と充実が望まれます。

(3) 連携と支援

① 学校や市民への有機的な支援

保護者の子育てに関する不安や悩みに総合的に対応できるようにするため、教育相談にかかわる総合窓口を設置するとともに、名張市版学校支援地域本部事業の推進のため、学校生活支援ボランティアの総合窓口を設置し、コー

ディネーターの養成やボランティアにかかわる情報の発信を行う必要があります。

また、家庭における子育てを地域全体で支え、望ましい生活習慣や規範意識を育てるため、家庭教育や社会教育の充実のための事業を展開する必要があります。

② 関係団体や組織との連携と支援

名張市が抱える教育課題や、教育的なニーズに対応するため、保育所(園)、幼稚園、学校の教職員などや、教育関係機関とさらに緊密な連携を図りながら、研究や研修の場を提供する必要があります。

また、地域のニーズ、育児に不安を抱える保護者のニーズ、更には、家庭の教育の充実のために、地域づくり組織や公民館、NPO 団体、その他の関係機関等との連携を図りながら事業を推進することが望まれます。

第2節 施設のあり方について

(1) 必要な施設及び施設整備の考え方

(仮称)名張市総合教育センターでの子どもへの支援のために、さまざまな教育相談に応じることができる相談室、特別な支援を必要とする子どもや学校に居場所を見つけにくくなっている子どものための作業室・プレイルーム・学習室、平日の特設授業や休日や夏季休業や冬季休業等の長期休業中における体験活動のための、理科室・工作室・調理室・プレイルームといった特別教室、さらには特設の教科学習の実施に向けた学習環境や最新のコンピュータが活用できる施設設備などの整備が必要です。

また、教職員の支援として、研究・研修を可能とする最新の機器等を備えた施設や、最新の情報や資料を備えた図書コーナー、教科書展示コーナーや自主研修室、さらには、教育相談や教育ボランティア活動に関する総合窓口なども必要です。

これらのことを踏まえ、今後、教育委員会が(仮称)名張市総合教育センター整備計画を作成する中で、施設設備についての具体化を図る必要があります。

(2) 施設を置く場所の要件

(仮称)名張市総合教育センターの設置場所については、市内の保護者や子ども、教職員の利便性を重視するとともに、適応指導教室への通級生の通学のために、交通アクセスに優れた場所が望ましいと考えます。

また、適応指導教室の子どもたちへの配慮から、最寄りの学校からは離れている場所が望ましいと考えます。

現在、名張市では、特別な支援が必要な就学前の子どもや家庭に対する適切な支援の中核となる(仮称)名張市子ども発達支援センターの整備を進めています。特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関が連携し、相談、医療、療育を総合的かつ継続的に支援できる体制を構築する必要があることから、(仮称)名張市総合教育センターは、(仮称)名張市子ども発達支援センターといった機関と緊密に連携がとれる環境が望ましいと考えます。

(3) 名張教育会館や(旧)名張市民会館の今後の施設活用について

今後、(仮称)名張市総合教育センターの整備を着実に進めていく中で、可能なものから事業展開をしていくことが肝要です。

現在の名張市教育研究所や適応指導教室が、新たな施設である(仮称)名張市総合教育センターへ移転するとした場合の対応として、現在の施設(名張教育会館や旧名張市民会館)の今後の施設活用について関係団体や地域との協議を進める必要があります。

第3節 設置時期の目標について

「名張市子ども教育ビジョン」において、(仮称)名張市総合教育センターの設置目標を、平成27年度としています。しかしながら、本提言にも示したとおり、一刻も早い(仮称)名張市総合教育センターの設置が望まれます。

本提言を受け、市教育委員会において、今後、早期に(仮称)名張市総合教育センター整備計画を立てられ、設置に向け具体的に動き出せることができるよう切望します。

【参考資料】

(仮称) 名張市総合教育センター構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 名張市総合教育センター構想の策定に関して必要な検討を行うため、(仮称) 名張市総合教育センター構想策定検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、名張市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の要請に基づき、次の事項を検討する。

- (1) (仮称) 名張市総合教育センターの必要性、役割及び事業展開に関すること。
- (2) (仮称) 名張市総合教育センターの運営形態、組織及び施設に関すること。
- (3) その他委員会が必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 名張市立小中学校校長の代表
- (3) 名張市立小中学校教頭の代表
- (4) 名張市立小中学校教職員の代表
- (5) 保育所、保育園及び幼稚園の代表
- (6) 地域づくり組織の代表
- (7) 保護者の代表
- (8) 市民の代表
- (9) 名張市教育研究所運営委員会委員長
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に規定する事項について、その結果を教育委員会に報告し、委員会の目的が達成されたと教育委員会が認める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第2項第1号から第8号までに規定する委員のうちから、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(仮称)名張市総合教育センター構想策定検討委員会 委員名簿

NO.	名前	選出団体など	役職	備考
1	梶原久代	学識経験者	前県立名張高等学校長	委員長
2	守屋國光	学識経験者	大阪総合保育大学児童保育学部教授	
3	神田禎也	名張市小中学校校長会代表	名張市立名張中学校長 校長会会長	副委員長
4	相樂代利子	名張市小中学校教頭会代表	名張市立百合が丘小学校教頭 教頭会会長	
5	林辰久	名張市小中学校教職員代表	名張市立梅が丘小学校教諭	
6	石橋正道	名張市小中学校教職員代表	名張市立赤目中学校教諭	
7	北畑維久子	保育所、保育園及び幼稚園代表	名張幼稚園長	
8	井川敏雄	地域づくり組織の代表	名張市地域づくり組織代表者会議代表	
9	山森理宏	保護者の代表	名張市PTA連合会代表	
10	小澤亮二	保護者の代表	名張市保育所保護者会連絡協議会代表	
11	橋本臣平	市民の代表	学校支援ボランティア代表	
12	吉村和仁	名張市教育研究所運営委員会	名張市教育研究所運営委員会委員長	
13	旭 善宏	その他教育委員会が認める者	子ども担当部長	

(仮称) 名張市総合教育センター構想策定検討委員会 検討経過

第1回 平成23年7月4日(月)

- ①委員の委嘱及び委任について
- ②今後の方向性とスケジュールについての検討

第2回 平成23年8月4日(木)

- ①現在の名張市教育研究所の機能と事業内容について
- ②(仮称)名張市総合教育センターの必要性和役割について

第3回 平成23年9月1日(木)

- ①(仮称)名張市総合教育センターの必要性和求められる機能について
- ②視察研修について

視察研修1 平成23年9月28日(水)

「みのかも文化の森、美濃加茂市教育センター」

視察研修2 平成23年10月5日(水)

「奈良市教育センター」

第4回 平成23年10月13日(木)

- ①(仮称)名張市総合教育センターの求められる機能について

第5回 平成23年12月1日(木)

※名張市適応指導教室及び名張市教育研究所の視察を行った後検討委員会を行った。

- ①(仮称)名張市総合教育センターの求められる機能について
- ②(仮称)名張市総合教育センターの運営、組織等について

第6回 平成23年12月27日(火)

- ①(仮称)名張市総合教育センターの運営、組織等について
- ②(仮称)名張市総合教育センター構想の基本方針及び提言の内容について

第7回 平成24年1月12日(木)

- ①(仮称)名張市総合教育センター構想の提言についてのまとめ
- ②今後のスケジュールについての報告